

7 笠監第 5 号  
令和7年8月29日

笠置町長 山本 篤志 様

笠置町監査委員 東 達廣

笠置町監査委員 向出 健

令和6年度笠置町一般会計及び特別会計  
歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項及の規定により審査に付された令和6年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

# 意見書

## 1. 審査対象

- (1) 令和6年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 令和6年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 令和6年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) その他関係帳簿及び台帳

## 2. 決算審査日

令和7年8月4日（月）、5日（火）、6日（水）

## 3. 出席者

町長、参事、会計管理者、関係所属長並びにその課員

## 審査の総括意見

令和6年度笠置町一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性等を監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信していることから、以前に指摘した事項に対する業務改善の是非についても併せて審査をした。

初めに、毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題について各課から現状を伺った。私債権の問題については、日々徴収事務に尽力されているとの報告を受けている。大変な苦労があることは重々承知しているものの、依然として過年度における滞納が未だに残り続けている現状である。使用料等の納付は、使用者の義務であり公平性を損なわないためにも、引き続き徴収に尽力いただきたい。また、債権管理条例の運用についても整理するなどして適切な運用に取り組まれない。

笠置いこいの館については、毎年多額の費用を投じて施設を維持してきた経過があり、令和7年度にはなるが民間会社によって再開に向けて企業版ふるさと納税等を駆使するとのことで期待もしているが、同時にコスト面等での心配も非常に大きく、町の活性化なしでは非常に難しい

ものになるであろう。いこいの館を再建するにあたり、その方法等について住民への説明や周知が必要ではないか。財政状況が今後一層厳しさが増す中で、住民がいこいの館再建についてどう考えているのかを聞く機会を設け、活かしてほしい。

また、サテライトオフィスや、お試し住宅、移住定住プラザ等の施設についても同様に、毎年維持管理費等もかかっていることからその費用対効果も鑑み、町民だけでなく、町外から人を呼び込む方法と併せて新たな利活用について取り組み、早期に対策を講じる必要がある。

次に、補助金の問題について、不適切な事務処理事案が複数発覚した。過去にも同様の事案がありながら、改善されていないのは由々しき問題である。やはり今後はこのようなことが絶対に起こらないように、課の中での職員の連携や、悩みを相談できる関係づくりを目指して行ってほしい。そのためには職員間のコミュニケーションが不可欠であることから、町長、参事、管理職の方々には職員配置や、組織の見直し等により、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化に努められると共に、職員間のしっかりとした連絡体制を確立し、常に住民福祉の視点に立ったスムーズな行政運営ができるような取り組みをお願いしたい。

また、各課の決裁文書を確認する中で、相対的に決裁に伴うチェック体制が十分に機能していないのではないかと思われる点が見受けられた。もう一度各々が基本に立ち返り、公文書ということを再認識して業務にあたってもらいたい。

また、主要事業実施にあたり、PDCA 体制をさらに充実させ、今後を活かしていただくことを望む。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付している。地

方公共団体は、事務処理をするにあたっては、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を上げ、常に組織運営の合理化と規模の適正化を図らなければならない。我々監査委員はそのような想いと職責から監査意見を付しているからこそ、過去の定期監査報告書にも目を通していただき、監査意見を自身の業務に照らし合わせ日常業務に活かされたい。

最後に、行政側が思い描く笠置町の将来像と住民ニーズを実現するため、財政状況や職員体制と照らし合わせながら、笠置町の総合計画に沿った予算を計上し執行するとともに、その事業が本当に必要かという問いかけも常に持ち、より効率的で有効な事業実施に取り組んでいただきたい。また、笠置町が取り組んでいることを住民に周知し、財政状況は厳しい中でもこういった目玉政策をしている等の笠置町としてのビジョンを伝えていくべきではないか。その中で、目的を見据えて必要な事業を選択され、そこに職員一人一人が笠置町への想いを持った上で主体的に行動することで、組織としての知見が集積されることを忘れず、その成果を次年度予算に反映されることを望み総括意見とする。

## 審査の結果

### (1) 決算規模

令和6年度笠置町一般会計、特別会計及の決算は次のとおりである。

(単位：円)

区 分		一般会計	特別会計	合 計
予算現額		1,853,138,500	598,788,000	2,451,926,500
決算額	歳入額	1,721,803,736	597,635,922	2,319,439,658
	歳出額	1,660,131,014	540,774,758	2,200,905,772
	差引額	61,672,722	56,861,164	118,533,886

### (2) 決算収支

令和6年度決算額は、一般会計においては、歳入総額17億2,180万3,736円、歳出総額16億6,013万1,014円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は6,167万2,722円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源4,983万4,360円を除いた実質収支額は1,183万8,362円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は158万4,463円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額5億9,763万5,922円、歳出総額5億4,077万4,758円で、歳入歳出差引額は5,686万1,164円を計上している。

### (3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計をあわせた予算現額24億5,192万6,500円に対し、決算額23億1,943万9,658円で、収入率は94.6%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計をあわせた予算現額24億5,192万6,500円に対し、決算額22億90万5,772円で、執行率は89.8%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

## 会計別執行状況

(単位：円)

区分	予算現額	歳入決算額		歳出決算額	
		金額	収入率	金額	執行率
一般会計	1,853,138,500	1,721,803,736	92.9%	1,660,131,014	89.6%
国保会計	222,993,000	209,119,083	93.8%	178,651,672	80.1%
介護会計	309,097,000	322,199,762	104.2%	295,921,060	95.7%
後期高齢会計	66,698,000	66,317,077	99.4%	66,202,026	99.3%
合計	2,451,926,500	2,319,439,658	94.6%	2,200,905,772	89.8%

(4) 財政状況等 ( ) 内は金額等における割合を示す

### 【一般会計】

令和6年度の一般会計における歳入での主な内容は、地方交付税が9億404万1,000円(52.5%)、次に町税が1億4,956万1,575円(8.7%)、国庫支出金が1億4,466万7,724円(8.4%)、繰入金が1億2,764万7,265円(7.4%)となっており、例年同様、本年度の決算でも地方交付税が歳入面での大部分を占めている。

歳入において前年度から大きく増減があった主なものとしては、前年度では繰入金が3,705万3,387円であったのに対し、本年度では1億2,764万7,265円で、9,059万3,878円の増であった。また、地方交付税においては、前年度では8億7,270万5,000円であったのに対し、本年度では9億404万1,000円、3,133万6,000円の増であった。地方交付税、とりわけ普通交付税については、国が定めた予算内において国の基準により、地方公共団体に見合った金額を算定、交付されるものである。そのため国の動向により、増額、減額、いずれにも左右されることとなる。以上のことが大きな要因となり、前年度の一般会計歳入決算額が16億82万9,933円であったのに対し、本年度同決算額が17億2,180万3,736円、

1億2,097万3,803円の増となっている。町債については、前年度では町債が1億2,116万円であったのに対し、本年度では8,072万円2,000円、4,043万8,000円の減であった。これは令和5年度に防災行政無線更新事業において、緊急防災・減災事業債を発行したことにより町債の額が急増したことに起因する。

歳出面での主な内容は、総務費が4億8,000万9,461円(28.9%)、民生費が3億8,127万2,727円(23.0%)、土木費が1億9,876万5,293円(12.0%)、衛生費が1億6,092万5,719円(9.7%)、公債費が1億4,591万5,932円(8.8%)、となっている。

歳出において前年度から大きく増減があった主なものとしては、本年度では土木費の歳出額が増加しており、道路維持事業で6,975万3,686円、橋梁維持事業で8,684万2,399円、結果として8,750万8,343円増の1億9,876万5,293円の決算額としている。これは前年度繰越事業が多かったことも要因となっている。

一般会計における決算審査意見としては、まず予算額と調定額の差について触れておきたい。決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして収入済額等が費目ごとに記載されているが、従前から決算審査において予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見されたため指摘をしていたものである。歳入の過大評価は歳入欠陥を引き起こすとともに歳出に見合わない極端な予算編成となり得る。前年度においても、執行部側として今までの徴収実績に基づき、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいている。前年度から引き続き適正な予算編成に努められていることから一定の評価をさせていただく。令和6年度から令和7年度への繰越明許費においては、10事業で合計1億3,026万1,160円であるが、前年度より改善がみられる。しかしながら、住民の生活に少しでも早く還元できるように、今後もしできる限り繰り越しせずに事業にとりかかっていたらどうかようお願いしておく。

## 【国民健康保険特別会計】

令和6年度における国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額2億911

万 9,083 円、歳出総額 1 億 7,865 万 1,672 円で、歳入歳出差引額 3,046 万 7,411 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税 1,968 万 1,290 円 (9.4%)、府支出金 1 億 3,741 万 8,000 円 (65.7%)、繰越金 4,024 万 5,394 円 (19.2%) となっている。なお、本年度の国民健康保険税の収納率は 95.1%となり、前年度収納率 94.7%より増となった。不納欠損額も本年度はなく、収納率が前年度より増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡、調整が十分に図られているものと思われる。また、新たな収納促進の一環として、未収納者が役場に来庁された際に声掛けをされていることは、個人情報取り扱い等には十分な配慮が求められるが、一つの対策としては評価をさせていただきたい。相互扶助制度で成り立っている保険制度であることを納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待したい。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 1 億 1,063 万 7,027 円 (61.9%)、国民健康保険事業費給付金が 5,434 万 6,600 円 (30.4%) となっている。

また、保険給付費が前年度より 1,876 万 8,983 円減、国民健康保険事業費給付金は 1,014 万 3,424 円増となった。

笠置町の被保険者の健診受診率は前年度が 23.5%であったのに対し、本年度は 26.7%で、3.2 ポイント増加しており、依然として府や国の水準には達していないが、令和 5 年度より受診率を高める施策として特定検診費用を無償化していただいた効果が出てきているのではないかと評価する。今後も広報による周知や啓発等を実施していただき、受診率向上に資する施策の展開を進められることに期待したい。

### 【介護保険特別会計】

令和 6 年度の介護保険特別会計決算額は、歳入総額 3 億 2,219 万 9,762 円、歳出総額 2 億 9,592 万 1,060 円で、歳入歳出差引額 2,627 万 8,702 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料 5,072 万 2,810 円(15.7%)、国庫支出金 8,211

万 6,396 円 (25.5%)、支払基金交付金 7,095 万 1,000 円 (22.0%)、府支出金 4,018 万 5,907 円 (12.5%)、繰入金 4,181 万 1,715 円 (13.0%) となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 2 億 4,446 万 8,926 円 (82.6%)、地域支援事業費は 2,088 万 1,597 円 (7.1%) となった。

本年度で支出した保険給付費は前年度より 760 万 9,088 円の減額となっている。その主な内訳は、施設介護サービス給付費では前年度より 158 万 625 円減となる 1 億 379 万 9,994 円を支出している。

居宅介護サービス給付費については、ショートステイの総利用日数が、前年度から 553 日減の 2,599 日となっており、これは介護施設への移行等によるものである。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の自立支援や、介護する家族の負担軽減を目指し、介護を社会全体で支え合うことを目的として設立された制度であるが、介護を取り巻く諸問題は、高齢者が高齢者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されている。介護を必要としていながらも、介護施設の定員オーバーや人材不足によって必要なサービスを利用することができない介護難民者が出ないように、笠置町の高齢者や財政、介護受給者の動向を常に気にかかけ、行政としてどう判断するかという認識をもった上で引き続き取り組まれない。

### 【後期高齢者医療特別会計】

令和 6 年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額 6,631 万 7,077 円、歳出総額 6,620 万 2,026 円で、歳入歳出差引 11 万 5,051 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料 2,581 万 1,705 円 (38.9%)、一般会計からの繰入金 3,908 万 7,712 円 (58.9%) となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が 6,442 万 7,083 円と全体の 97.3%を占めている。

後期高齢者医療制度の業務に関しては、広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村はその保険料の徴

収を担っているものである。本年度の保険料収納率は 98.9%となり、前年度の収納率より少し減少している。他の会計同様に引き続き保険料徴収に尽力されたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75 歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上に繋げられたい。